

運輸安全マネジメント 実施要項

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日実施)

(2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日計画)

仁多観光株式会社

代表取締役：三澤敏郎

第1章 計 画〈Plan〉

第1節 運輸マネジメントに取り組むために輸送の安全の確保について責任ある体制を構築しているか

第1条 経営者は、法令遵守、安全最優先を基本とした安全方針を作成しているか

第2節 運輸安全マネジメントの基本的な方針を策定し、全従業員に周知しているか

第2条 経営者は、安全方針を社内に周知しているか

第3節 安全に対する重点施策を確立し、社内、グループ企業に対する徹底を行う
また、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定しているか

第3条 経営者は、1年ごとに安全方針を実現するための安全目標を作成しているか

第4節 輸送の安全に関する計画を作成しているか

第4条 経営者は、安全目標を達成するための安全計画を作成しているか

第2章 実 施〈Do〉

第1節 輸送の安全に関する研修等を実施しているか

第5条 安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し、記録しているか

第6条 経営者は、安全にかかわる者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等の受講をさせているか

第2節 事故、災害等に関する報告連絡体制を構築しているか

第7条 経営者は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか

第8条 事故が発生した場合、経営者まで事故の情報が現場から報告される体制ができていますか

第3節 輸送の安全に関する重点施策を実施するための費用支出及び投資、あるいは情報の共有及び伝達を行っているか

第9条 経営者は、安全に必要な設備投資や人員の配置等を行っているか

第10条 社内において、輸送の安全に関する定期的な会議（委員会）をおこなっているか

るか

第11条 経営者は、現場の社員（運転者を含む）と直接話す機会を作り、社員から意見・要望を聴いたりしているか

第12条 ヒヤリ・ハット及び事故事例（他社も含む）の情報を集め、事故防止に活用しているか

第3章 点 検〈Check〉

第1節 輸送の安全に関する内部監査・チェックを実施しているか

第13条 経営者は、安全運行に努め、安全目標及び安全計画を達成したか

第4章 改 善〈Act〉

第1節 輸送の安全に関する業務の改善措置を講じているか

第14条 事故の再発防止策を検討し、出来上がった改善策が社内に周知・実施されているか

第15条 経営者は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取組状況（安全目標、安全計画、安全管理の取り組み体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等）を点検し、問題があれば改善しているか、また、それらを記録しているか

第5章 情 報 公 開

第1節 輸送の安全に係る情報公開を適切に実施しているか

第16条 利用者（外部）に対して輸送の安全に係る情報公開を適切に行っているか
イ. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全方針）
ロ. 輸送の安全に関する目標及び目標（安全目標）の達成状況
ハ. 事故に関する統計

【輸送の安全に関する基本的な方針】

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために、安全対策を不断に見直し、確認を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公開する。

仁多観光株式会社

代表取締役 三澤敏郎

【平常時における輸送の安全に関する組織体制】

☑別紙参照

【輸送の安全に関する重点施策】

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規

程に定められた事項を遵守します。

- (2) 事故防止に資する車両及び設備等は効率的かつ効果的に、事前に整備を行うこと。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- (6) 輸送の安全に関する『道路状況、天候、災害、感染症、その他の情報を的確に判断』し、人命の確保を最優先に考えてまいります。

仁多観光株式会社
代表取締役 三澤敏郎

【2025 年度安全目標】

- (1) 有責接触事故発生 0 件
- (2) 側方確認不足事故 0 件
- (3) 飲酒・酒気帯び出勤の撲滅
- (4) 人身事故の発生 0 件

仁多観光株式会社
代表取締役 三澤敏郎

【2025 年度安全目標】

- (1) 有責接触事故発生 0 件
- (2) 側方確認不足事故 0 件
- (3) 飲酒・酒気帯出勤の撲滅
- (4) 人身事故の発生 0 件

仁多観光株式会社

代表取締役 三澤敏郎

【2026 年度安全目標】

- (1) 運行技能に対するクレーム 0 件
- (2) 信号の見落としクレーム 0 件
- (3) 飲酒・酒気帯出勤の撲滅
- (4) 人身事故の発生 0 件

仁多観光株式会社

代表取締役 三澤敏郎

【2025・2026 年度安全教育実施計画】

(1) 安全講習

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 運行の安全及び旅客の安全を確保するための遵守事項

- ③ 自動車の構造上の特性
- ④ 乗車中の旅客の安全を確保するための留意事項
- ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するための留意事項
- ⑥ 運行する道路及び交通の状況
- ⑦ 危険の予測及び回避
- ⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑨ 生理的・心理的要因と事故防止
- ⑩ 健康管理の重要性

(2) 事故防止に関する月間努力目標と県民運動に準じた 取り組み目標を実施する。

イ. 月間努力目標

- 4月 思いやり運転の徹底
 - ☒ 子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者保護
 - ☒ 交差点付近・横断歩道での歩行者・自転車の確認の徹底
- 5月 かもしれない運転の徹底
 - ☐ 危険を予測して、減速、徐行、一旦停止
 - ☐ 事故防止ができてこそプロのドライバー
- 6月 車両構造上の特性を把握
 - ☐ 死角に隠れた危険を予測し、オーバーハングや内輪差を考慮した運転
 - ☐ 慎重に後退し、安全が確保できなければ降車しての目視確認
- 7月 乗車の車内の安全確保・車内事故防止の徹底
 - ☐ シートベルトの装着を徹底し、アナウンス等の活用で車内事故防止
 - ☐ なめらかな発進、ブレーキ、ハンドル操作を心がけ、特に高齢者への配慮を徹底
- 8月 健康管理の重要性
 - ☐ 健全な生活習慣を健康管理
 - ☐ 十分な睡眠と過労防止
- 9月 運行路線、経路の安全確認
 - ☐ 運行経路の確認を徹底し、慣れた経路でも慎重な運転、場合によっては分岐点手前に停車して再確認
 - ☐ 同じ道路でも時間帯による危険状況の変化に留意
- 10月 乗降時の安全確保
 - ☐ 止まって開扉、閉扉して発車

- ☐ 車内ミラーでの再確認の徹底
- 11 月 道路・交通状況に応じた運転
 - ☐ 慣れた道でも危険箇所を再確認
 - ☐ 早めのライト点灯
- 12 月 イライラ運転の防止
 - ☐ 一般ドライバーの手本となり、特に、進路変更はしっかり周囲を確認
 - ☐ 回復運転は事故の元
- 1 月 冬期に於ける安全運転の心構え
 - ☐ 冬用タイヤの装着とタイヤチェーンを携行し、道路状況に応じた走行
 - ☐ 運転技量を過信しないのがプロ運転者
- 2 月 危険予測の防衛運転の励行
 - ☐ いつも冷静にゆとりを持って思いやり運転
 - ☐ 予測の連続が防衛運転
- 3 月 気の緩み事故防止の徹底
 - ☐ 油断大敵、気持ちにメリハリを
 - ☐ 車庫内、直線道路は事故多発、特に注意して事故防止

ロ. 2025 年度運転者教育年間計画表

- ①春の交通安全運動期間中の交通事故防止（4 月 6 日～15 日）
- ②ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止（4 月 29 日～5 月 6 日）
- ③梅雨入りシーズンイライラ防止・交通事故防止（6 月 1 日～30 日）
- ④夏の交通事故防止・健康管理について（7 月 1 日～8 月 31 日）
- ⑤秋の交通安全運動期間中の交通事故防止（9 月 21 日～30 日）

⑥繁忙期の交通事故防止・車内事故防止・適正な健康管理

(10月1日～11月31日)

⑦年末・年始の交通安全総点検運動実施期間中の交通事故防止

(12月10日～1月10日)

⑧適正な健康管理・ヒヤリハットの事例研修・春期の交通事故防止

(1月11日～3月31日)

仁多観光株式会社
代表取締役 三澤敏郎

ハ. 2026 年度運転者教育年間計画表

①春の交通安全運動期間中の交通事故防止 (4月6日～15日)

②ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止 (4月29日～5月6日)

③梅雨入りシーズンイライラ防止・交通事故防止 (6月1日～30日)

④夏の交通事故防止・健康管理について (7月1日～8月31日)

⑤秋の交通安全運動期間中の交通事故防止 (9月21日～30日)

⑥繁忙期の交通事故防止・車内事故防止・適正な健康管理

(10月1日～11月31日)

⑦年末・年始の交通安全総点検運動実施期間中の交通事故防止

(12月10日～1月10日)

⑧適正な健康管理・ヒヤリハットの事例研修・春期の交通事故防止

(1月11日～3月31日)

仁多観光株式会社
代表取締役 三澤敏郎

【輸送の安全に関する重点施策】

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項

を遵守します。

- (2) 事故防止に資する車輛及び設備等は効率的かつ効果的に、事前に整備を行うこと。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

仁多観光株式会社

代表取締役 三澤敏郎

《運輸安全マネジメント委員会》(2025 年度)

日時 2026 年 3 月 6 日 (水) 10:00～12:00 迄

場所 仁多観光(株)事務所

1. 出席者

安全統括管理者 三澤猛昭
労働安全責任者（運転者） 枝木貴
労働安全責任者（事務員） 落合真梨奈（リモート参加）

2. 内容

- (1) 運輸安全マネジメントの制度について
 - イ. 2025 年度の目標に対する達成状況
 - ロ. 2026 年度の事故撲滅目標
 - ハ. 2026 年度の年間計画について

< 輸送の安全に関する目標の達成状況 >

期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

2025 年度 目標

- ① 有責接触事故発生 0 件
- ② 側方確認不足 0 件
- ③ 飲酒・酒気帯出勤の撲滅
- ④ 人身事故の発生 0 件

2025 年度 結果

- ① 有責接触事故の発生 0 件については達成した
- ② 側方確認不足事故 0 件については達成した
- ③ 飲酒・酒気帯出勤の撲滅は達成した
- ④ 人身事故の発生 0 件は達成した

< 2026 年度の事故撲滅目標について >

2026 年度の目標 《輸送の安全に関する目標》

期間 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

- ① 運行技能に対するクレーム 0 件
- ② 信号の見落としクレーム 0 件
- ③ 飲酒・酒気帯出勤の撲滅
- ④ 人身事故の発生 0 件

<2026 年度の年間計画について>

運転者の教育年間計画については 2025 年度の教育内容及び教育期間をそのまま採用することとした。

県内の貸切バスの供給数がかなり減少したことによりバス 1 台当たりの仕事量が増大した。この状況から年間を通して多忙な勤務状況が継続したのが昨年であったことから本年もその傾向が続くと予想される。

法令順守を第一に掲げながら市場とのバランスもしっかり図らなければならない、非常に難しい一年になることを予想しながら安全第一で経営、運行業務に取り組んでいきたい。

仁多観光株式会社
代表取締役 三澤敏郎

【輸送の安全に係る情報の伝達体制 及びその他の組織体制】

☒別図のとおり

【安全管理規程】

☑別添規程のとおり

【輸送の安全のために講じた（講じようとする）措置】

- ① 乗務員の健康管理の取り組みの一つとして、従業員全員に胃カメラ検診を行い、健康状態を把握し、健康管理に努めています。
- ② 定期的に乗務員全員にヒヤリ・ハット調査票を渡し、何か事案があれば提出

していただき、事故なく輸送の安全の確保の為、話し合い指導しています。

- ③ 運行管理者・整備管理者・乗務員に社外研修（救急救命講習・社労士による労働、労務法令）に定期的に参加し、輸送の安全の確保の為に取り組んでいます。
- ④ 雪道（チェーン脱着）および大規模災害発生時等の対応訓練を行い雪道走行の安全対策、チェーンの着脱訓練、車両故障による二次被害の防止、大規模災害時の乗務員の対応、処置をマニュアルに沿って確認、訓練を行います。

【輸送の安全に必要な設備投資】

- 2026 年度から 2027 年度にかけて三菱フソウの大型バスと三菱フソウのマイクロバスを最新型に更新する。
- 全乗務員に脳ドックを受診させる。

【安全に必要な人員の配置】

現在運行管理者 2 名・運行管理補助者 3 名・整備管理者 2 名で管理をおこなっています。

【輸送の安全に関する定期的な会議・委員会】

2025 年度において、事故査定・事故防止対策委員会において、事故報告書を基に事故査定・ヒヤリハットの事案を検証することにより、成果と反省と今後の事故防止対策を考え取り組んでいます。但し、事故が発生していない場合は委員会の開催は行わないこととする。

【輸送の安全に関する教育及び研修】

- ① 2/2（月）全乗務員が救急救命講習を受講
- ② 2/7（土）～2/8（日）全乗務員にチェーン装着の指導を行う
- ③ 2/28（土）～3/4（水）全乗務員に年間指導教育をグッドラーニン

- グの教材を利用して行う
- ④ 清水眼科にて乗務員の眼科検診を行う

【経営懇談会において現場の意見・要望を聴ける体制としての取り組み】

2026年3月5日（木）に代表取締役、専務取締役、労働安全責任者2名、計4名で意見交換会を行った。会社の方針及び運営方法については皆より特に意見等は出てこなかったが本年度も仕事の量が多く、乗務員にかなりの負担がかかってしまった。仕事の受注量の調整と乗務員の労務管理を行うことの難しさを改めて痛感した。できる限り管理者側と乗務員間のコミュニケーションを頻繁に行い現場の実態把握を心がけることを確認した。

点検 〈Check〉「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」

C8（中小規模事業者）

点検日 2026年3月6日

仁多観光株式会社
〈点検者〉 代表取締役 三澤敏郎
安全統括管理者 三澤猛昭

別紙の内容（自己点検チェックポイント）において、項目毎に判定（○、×）を行い、運輸事業の安全の取り組み状況を確認する。また、チェックリストは記録・保管し、次のチェックの際、昨年との比較を行うものとする。

1. 項目（別紙内容）/判定○/通年輸送の安全に関する基本的な方針4項目と輸送の安全に関する重点施策5項目を基本とする取り組みを行う、安全方針を作っています。
2. 項目（別紙内容）/判定○/事務所に掲示し、意識改革を行っています。
3. 項目（別紙内容）/判定○/2023年度の安全目標は、4項目を掲げ取り組んでいます。
4. 項目（別紙内容）/判定○/データ確認必要/2023年度安全目標に対する達成状況は詳細別紙添付
5. 項目（別紙内容）/判定○/社内で定めた重大事故の対応方法を決め、事務所に掲示し、また書面を従業員に回覧をし、全員に周知する。
6. 項目（別紙内容）/判定○/データ確認必要/車両ごとの整備・点検計画に基づき設備投資し、過去の車両稼働実績に基づいた人員計画をしています。
7. 項目（別紙内容）/判定○/代表者同様に、日常の点呼業務を基本とし、安全方針を社内周知する取り組みをしています。
8. 項目（別紙内容）/判定○/年間計画に基づき、定期的に乗務員研修指導をしています。
9. 項目（別紙内容）/判定○/事故報告書また会社責任者と従業員代表により、定期的に事故査定し、安全に向けた取り組みを話し合い、結果を経営者に報告しています。
10. 項目（別紙内容）/判定○/統括運行管理者、運行管理者、運行管理代務者（運行管理者基礎講習を受講修了者）を基本とする点呼執行業務体制をとり、安全管理に取り組んでいます。
11. 項目（別紙内容）/判定○/上記従業員を中心として、各自の責任・役割を周知しています。
12. 項目（別紙内容）/判定○/本年はコロナウイルス対策のため、中間報告書の作成は行っていないが、年間の事故防止に関する取り組み活動を基に、輸送の安全に関する話し合いを実施しています。
13. 項目（別紙内容）/判定○/実施（年間2回）/会社代表者と従業員代表による経営者懇談会を行い、経営に関すること・安全に関すること・労務に関することなどの話し合いを行っており、また日常においては、意見・要望書の提出箱も設置した取り組みをしています。
14. 項目（別紙内容）/判定○/本年はコロナウイルス感染予防の為、お客様からの意見要望の取り扱いは中止にしました。又デジタコ等から乗務員の運行状況を把握し、その結果を基に乗務員の指導や会社において、安全運行となる取り組みを行っています。
15. 項目（別紙内容）/判定○/関係法令・社内就業規則（36協定）を遵守して、安全運行に取り組んでいます。
16. 項目（別紙内容）/判定○/事務所において管理しています。

17. 項目（別紙内容）/トラック事業者

18. 項目（別紙内容）/判定○/安全運行に必要な乗務員研修は年間計画に基づき、実施しています。
19. 項目（別紙内容）/判定○/代表者・安全統括責任者は、運輸安全マネジメントに関する研修に定期的に参加し、社内においての話し合いをし、安全運行への取り組みを行っています。
20. 項目（別紙内容）/判定○/乗務員研修の内容・参加者を明記した書類は、保管しています。
21. 項目（別紙内容）/判定○/事故報告書により、報告しています。（本年度は事故は発生しておりません。）
22. 項目（別紙内容）/判定○/事故報告書により、発生した事故の再発防止を考え、事務所に掲示し、取り組みを考える必要がある。
23. 項目（別紙内容）/判定○/ヒヤリ・ハット情報を基に点呼時において、乗務員教育として取り組んでいます。
24. 項目（別紙内容）/判定○/社内に掲示し、他社の事故内容についての事例を基に、輸送の安全に対する取り組みを実施しています。
25. 項目（別紙内容）/判定○/2023年4月1日に新体制を作成して取り組んでいます。
26. 項目（別紙内容）/判定○/
27. 項目（別紙内容）/判定○/（本年度は事故は発生しておりません。）
28. 項目（別紙内容）/判定○/
29. 項目（別紙内容）/判定○/

中小規模事業者用

「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」

（※）以下のチェックリストを活用し、年に1回は自社の運輸事業の安全の取り組み状況を定期的に確認しましょう。また、チェックリストは記録・保管し、次回のチェックの際、昨年との比較を行いましょう。

			前回点検日	年	月	日
			点検日	25	年	2月 26日
	自己点検チェックポイント	判定	特記事項			
1	代表者（経営者）は、法令を守ること、安全を最優先とすることなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っているか。	○				
2	代表者（経営者）は、安全方針を社内に周知しているか。	○				
3	代表者（経営者）又は安全統括責任者は、安全方針を実現するため、1年ごとに安全目標を作っているか。	○				
4	安全運行に努め、安全目標を達成したか。	○				
5	代表者（経営者）は、重大事故が発生した場合の対応方法を決めているか。	○				
6	代表者（経営者）は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っているか。	○				
7	安全統括責任者は、安全方針を社内周知しているか。	○				
8	安全統括責任者は、その職務を把握し、社員を指揮・指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行っているか。	○				
9	安全統括責任者は、代表者（経営者）との連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、代表者（経営者）に報告しているか。	○				

10	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割を明確に定めているか。	○				
11	安全統括責任者は、安全管理の実施体制における各自の責任・役割は周知しているか。	○				

12	社内において、輸送の安全に関する定期的な話し合いを行っているか。	○	
13	代表者（経営者）は、社員と直接話す機会を作り、安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしているか。	○	
14	旅客から輸送の安全に関する意見・要望を収集しているか。	○	
15	関係法令や社内規則を遵守して、安全運行しているか。	○	
16	安全管理・運行管理に関する社内規程が適切に管理されているか（必要な部署への配付・保管、改廃手続きの適切な実施と表示）	○	
17	（トラックの場合）下請事業者の輸送の安全を阻害することをしないようにしているか。	×	
18	安全運行に必要な教育・訓練を定期的実施しているか。	○	
19	代表者（経営者）や安全統括責任者等は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修等に参加しているか（社内教育の受講も含む）。	○	
20	17 及び 18 の教育・訓練等の実施状況を記録しているか。	○	
21	事故が発生した場合、代表者（経営者）まで事故の情報が現場から報告されるようになっているか。	○	

22	発生した事故の再発防止策を考え、実行しているか。	○	
23	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用しているか。	○	
24		○	

	他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用しているか。		
25	緊急通報・連絡先を少なくとも1年ごとに 見直し、電話番号等に変更がないかどうか 確認をしているか。	○	
26	21 から 25 の実施状況を記録しているか。	○	
27	事故が発生した場合、必要な報告を国土交 通省にしているか。	○	
28	代表者（経営者）は、少なくとも年に1回 は安全の確保に向けた取組状況（安全目 標、安全目標達成に向けた取組、安全管 理の取組体制、情報の伝達体制、事故防 止策、教育・訓練等）を点検し、問題が あれば改善しているか。	○	
29	28 の実施状況を記録しているか。	○	

※ 実施している場合は、『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入すること。

※ 『特記事項』欄には、自社で行っている取り組みの概要や取り組みが困難な理由・問題、
前回のチェック時から改善した点などを記入すること。

【ヒヤリ・ハット調査について】

定期的に乗務員全員にヒヤリ・ハット調査票を渡し、何か事案があれば提出していただき、事故なく輸送の安全確保の為、話し合い指導しています。また乗務員研修を実施しています。

【輸送の安全に関する内部監査】

《輸送の安全に関する内部監査・チェック実施》

日時 2026 年 3 月 6 日

実施者 安全統括管理者 三澤猛昭

労働安全責任者（運転者） 枝木貴

労働安全責任者（事務員） 落合真梨奈

《輸送の安全に関する内部監査の結果及び措置》

・本年度の監査の結果安全目標が達成されたことを確認した。
但し車両故障も年数が経過した車両の部品交換が多発した年であったため
車両の定期的な更新は必ず必要であると痛感した。
また車両の清掃時に軽微な傷が所々で確認された。
大きな接触を起こす前に注意喚起をすることを確認した。
翌年度から労働時間規制が厳しくなることから乗務員の増員が必要になる事
も皆で確認した。

○今後の措置事項○

来年度は労働規制が強化される上に賃上げを迫られる厳しい年となることを踏
まえ安定的に仕事を受注し、確実に運行することによって労働者の実質賃金を
向上させることに注力しなければならない。安全第一をモットーに規則に則っ
た会社の運営及び安全で安心な運行を計画的に実施できるように弊社一丸とな
って仕事に邁進しなければならない。本年も大型の車両増車を行い、仁多観光
を観光バス会社として島根県No.1 の会社 zu 導くべく鋭意努力する覚悟です。

